

次期愛知県地域保健医療計画について

1 県地域保健医療計画の概要

国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（令和 5 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 149 号）、「医療計画作成指針」の全面改正（令和 5 年 3 月 31 日厚生労働省医政局長通知）が令和 5（2023）年 3 月に行われた。これを受け、平成 30（2018）年 3 月に公示した県地域保健医療計画を見直し、新たな計画を策定する。

（計画期間：令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）

2 「新興感染症発生・まん延時における医療」の追加等について

- 国の指針等に基づき、次期県地域保健医療計画は、医療連携体制（医療提供施設相互間の機能分担及び業務の連携を確保するための体制）に関する事項である 5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））並びに在宅医療について、**「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加し 6 事業とし、5 疾病・6 事業並びに在宅医療について定める。**
- なお、「新興感染症発生・まん延時における医療」については、今年度策定する「愛知県感染症予防計画」と整合性を図り記載を行う。
- また、「新興感染症発生・まん延時における医療」以外の 5 疾病・6 事業並びに在宅医療についても、新興感染症の発生・まん延時の医療体制に関する現状や課題など記載し、新興感染症の発生・まん延時においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。

3 今後のスケジュール

10 月 13 日の第 2 回医療審議会医療体制部会において、次期県地域保健医療計画（試案）が検討された。部会での意見を踏まえて 11 月の医療審議会に提出し、原案の決定となる。

＜次期県地域保健医療計画策定のスケジュール（予定）＞

年 月	新興感染症発生・まん延時における医療	備 考
令和5(2023)年 9月	感染症対策連携協議会 医療に関する検討部会 <u>(素案検討)</u>	5 疾病・6 事業等 関連会議等で報告
10月	医療審議会医療体制部会 (試案検討)	
11月	医療審議会 <u>(原案の決定)</u>	
12月		
令和6(2024)年 1月	市町村、関係団体へ意見照会 パブリックコメント	5 疾病・6 事業等 関連会議等で報告
2月	感染症対策連携協議会 医療に関する検討部会 <u>(原案修正)</u> 医療審議会医療体制部会 (修正原案→案)	
3月	医療審議会 (答申)	